

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>2 各中期目標の達成状況</p> <p>① 教育の成果に関する目標</p> <p>【評価結果】 (判断理由)</p> <p>【原文】</p> <p>「平成20、21年度の達成状況を踏まえた結果は、2項目が「非常に優れている」、3項目が「良好」、4項目が「おおむね良好」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「学業の成果」「進路・就職の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。</p> <p>【申立内容】</p> <p>「おおむね良好」とされた、小項目番号2の計画番号1-2の1項目について、以下の理由により評価結果を「良好」に修正願いたい。</p> <p>【理由】</p> <p>「特色ある大学教育支援プログラム」において平成19年度より開発した「学修自己評価システム」は、達成レベルを学生に自己採点させることにより教育のアウトカム評価を目指すこと、中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」で指摘された成績を多面的に評価する仕組みへの解決策として先駆的な取組であること、学修ポートフォリオは学業以外の自主的な取組も含みキャリア形成にも役立つこと、本システムを全学部に水平展開したこと、教員の所感・助言も取り入れかつ情報共有することで教職員が連携して組織的學生指導を実現したこと、他大学からの訪問（教育GPとして採択された6大学（東北大学他））及び講演（平成19年度「特色GPフォーラム」、平成21年度「大学教育改革プログラム合同フォーラム」において優れた取組み3件の事例報告の1つ）実績があることなど、学外での評価が高いことなどから、顕著な変化が認められると考える。</p>	<p>【対応】</p> <p>原案のとおりとする。</p> <p>【理由】</p> <p>取組がなされていることは確認できるものの、当該取組による具体的な成果が確認できず、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>